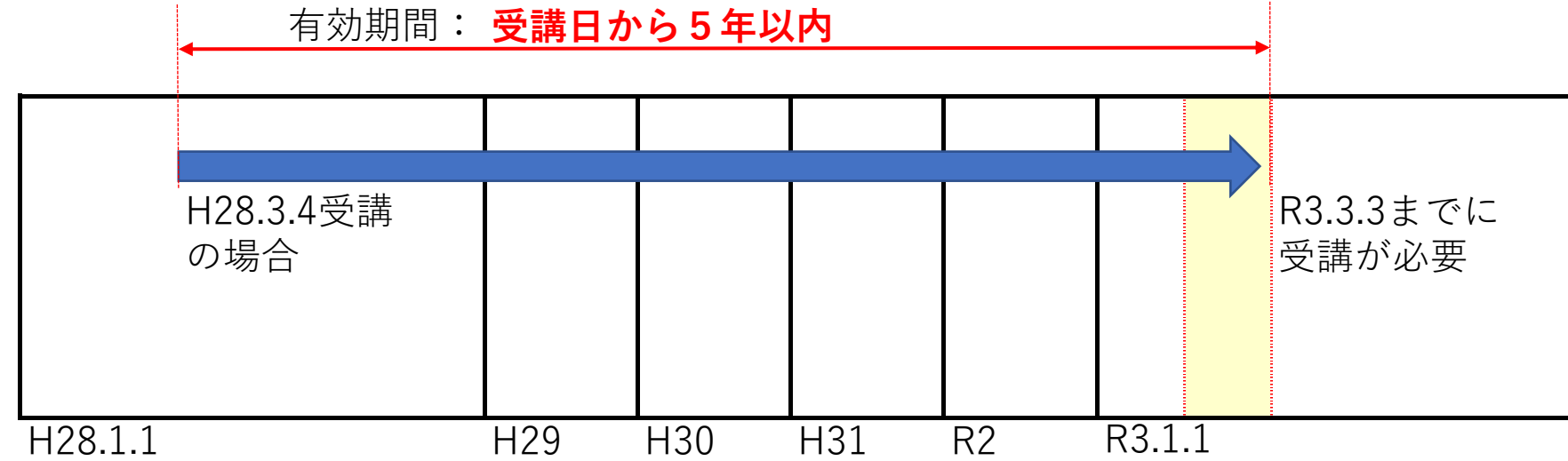


監理技術者講習の有効期間の取扱いの変更 ◆建設業法施行規則の一部改正（令和3年1月1日から施行）

<改正前>

第十七条の十四  
 法第二十六条第四項の規定により  
 選定されている監理技術者は、当  
 該選任の期間中のいずれの日にお  
 いてもその日の前五年以内に行わ  
 れた同項の登録を受けた講習を受  
 講していなければならない。

<改正前>

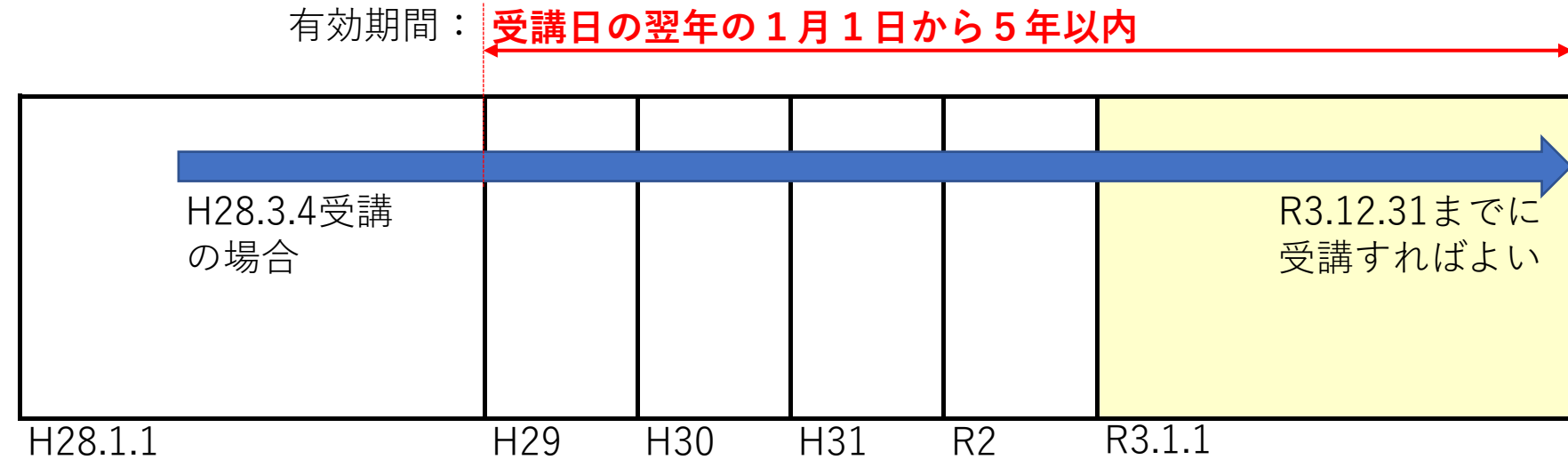


◆有効期限までに受講  
 せざるを得ない

<改正後>

第十七条の十七  
 法第二十六条第五項の規定により  
 選定されている監理技術者は、当  
 該選定の期間中のいずれの日にお  
 いても同項の登録を受けた講習を  
 受講した日の属する年の翌年から  
 起算して五年を経過しない者でな  
 ければならない。

<改正後>



- 業務の都合の良い時期に  
 受講できる
- 当該年のいつ受講しても  
 次回は5年後の12月31日  
 まで有効